

広島県スポーツ推進審議会条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二号

広島県スポーツ推進審議会条例

(設置)

第一条 地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について、知事又は広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項について知事又は教育委員会に意見を述べるため、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定に基づき、広島県スポーツ推進審議会（以下本則において「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が教育委員会長の意見を聴いて任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第四条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が教育委員会長の意見を聴いて任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第七条 審議会の庶務は、地域政策局において処理する。

（雑則）

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例附則第四項の規定による改正前の広島県生涯学習審議会条例（平成十三年広島県条例第二号。以下「改正前生涯学習審議会条例」という。）

（第七条第一項第二号の規定により置かれているスポーツ推進分科会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日に第二条第二項の規定により広島県スポーツ推進審議会に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年八月十一日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前生涯学習審議会条例第一条の規定により置かれている広島県生涯学習審議会において調査審議している事項（スポーツ基本法第三十一条に規定するスポーツの推進に関する重要事項に限る。）については、広島県スポーツ推進審議会が引き続き調査審議を行うものとする。

（広島県生涯学習審議会条例の一部改正）

4 広島県生涯学習審議会条例の一部を次のように改正する。

第一条中「及びスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条」を削る。

第二条第一項中「二十五人」を「二十人」に改める。

第七条の見出し中「分科会」を「社会教育分科会」に改め、同条第一項を次のように改める。

審議会に、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項を調査審議させるため、社会教育分科会（以下「分科会」という。）を置く。

第七条第二項中「各分科会」を「分科会」に改め、同条第三項中「社会教育分科会」を「分科会」に改める。